

# グローバル・メガピース

追加型投信／内外／資産複合



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
  - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
  - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
  - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]  
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
ホームページアドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]  
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「グローバル・メガピース」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年10月25日に関東財務局長に提出しており、2023年10月26日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	資産複合 資産配分変更型 (その他資産 (投資信託証券 (株式、債券)))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (部分ヘッジ)

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	27兆489億円

(2023年7月末現在)

#### <目次>

●ファンドの目的・特色	1ページ
●投資リスク	5ページ
●運用実績	9ページ
●手続・手数料等	10ページ
●追加的記載事項	13ページ

## ファンドの目的

主として、日本を含む世界各国の株式、債券などに投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色

1.

メガトレンド  
社会の構造変化を捉える2つの株式テーマに着目し、  
収益の獲得をめざします。



世界の株式の中から「イノベーション株式」「アーリー・ステージ株式」というテーマに基づき、投資戦略を選定します。

2.

2つの株式テーマに債券を加え、  
インカム収益の獲得をめざします。



「インカム債券」をテーマとした投資戦略を加えることで、分散投資によるリスク低減も図りながら、インカム収益の獲得をめざします。

3.

各戦略に基づく投資は、日興アセットマネジメントが厳選した  
ファンド(投資信託証券)を通じて行ないます。



投資信託証券の組入比率の決定については、日興アセットマネジメント アジアリミテッドからの助言をもとに、日興アセットマネジメント株式会社が行ないます。

### <為替ヘッジについて>

- ・株式における外貨建て資産への投資に際しては、原則として為替ヘッジは行ないません。
  - ・債券における外貨建て資産への投資に際しては、投資対象ファンドの方針に基づき、高位に為替ヘッジを行ないます。
- ※為替ヘッジによって為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。  
なお、為替ヘッジを行なう際、対象通貨の短期金利より円の短期金利が低い場合には、為替ヘッジコストがかかります。  
また、対象資産の通貨と異なる通貨で為替ヘッジを行なった場合には、各通貨の値動きが異なることから、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

# 基本資産配分

- 世界の株式を対象として、「イノベーション株式」「アーリー・ステージ株式」というテーマに基づき、投資戦略を選定します。
- さらに、「インカム債券」をテーマとした投資戦略を加えることで、分散投資によるリスク低減も図りながら、インカム収益の獲得をめざします。

イノベーション株式  
約1/3

社会の大きな変化を踏まえ  
中長期の成長分野を選定

アーリー・ステージ株式  
約1/3

先進国  
成長が期待される若い企業を  
業種を問わず選定

ジャパン・グローイング・  
ベンチャー戦略

USグローイング・  
ベンチャー戦略

新興国  
活力ある新興国で成長が  
期待される企業を選定

新興国リード・  
ストック戦略

グローバル・  
ロボティクス戦略

グローバル・  
フィンテック戦略

グローバル・インカム戦略

インカム債券  
約1/3

インカム収益によって  
株式戦略部分を支える“クッション役”

※各資産への投資は、別に定める投資信託証券を通じて行ないます。戦略および投資先投資信託証券は適宜見直しを行ないますので、追加、変更される場合があります。

※「イノベーション株式」と「アーリー・ステージ株式」についてはそれぞれ約1/3±6.6%、「インカム債券」については約1/3±3.3%の範囲内を目途に資産配分比率の変更を行ないます。

※上記は2023年1月末現在の各テーマの基本資産配分比率であり、今後変更される可能性があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

# ポートフォリオの構築プロセス

- 投資信託証券の組入比率の決定は、日興アセットマネジメント アジア リミテッド (NAM アジア)からの助言をもとに、日興アセットマネジメント株式会社が行ないます。
- NAM アジアは、日興アセットマネジメント・グループのグローバルなネットワークを活用します。

## 基本資産配分

## 資産配分のための分析と ストレステスト\*による調整

## 市場環境に応じて 投資信託証券の組入比率を決定

## ポートフォリオ

- 中期的観点から、各資産の収益性、価格の変動性、相関性(値動きの類似性・相違性)などの定量分析を実施
- 過去の危機局面の分析などからポートフォリオのリスクを分析し、資産配分を調整

\* 金融市場で不測の事態が生じた場合にポートフォリオが受ける損失の程度などを予測するリスク分析手法

- 割高と判断される投資信託証券の組入比率を調整
- マクロ環境見直しなどを考慮
- 投資信託証券の組入比率は適宜見直し

- 日興アセットマネジメントのグローバルなネットワークを活用して投資対象ファンドをモニタリング

※上記は2023年1月末現在のプロセスであり、将来変更される場合があります。

## 日興アセットマネジメントのシンガポールやシドニー、ニューヨークの拠点と連携

**nikko am**  
Nikko Asset Management  
東京

**NAM**  
アジア  
シンガポール

**Nikko AM**  
リミテッド  
シドニー

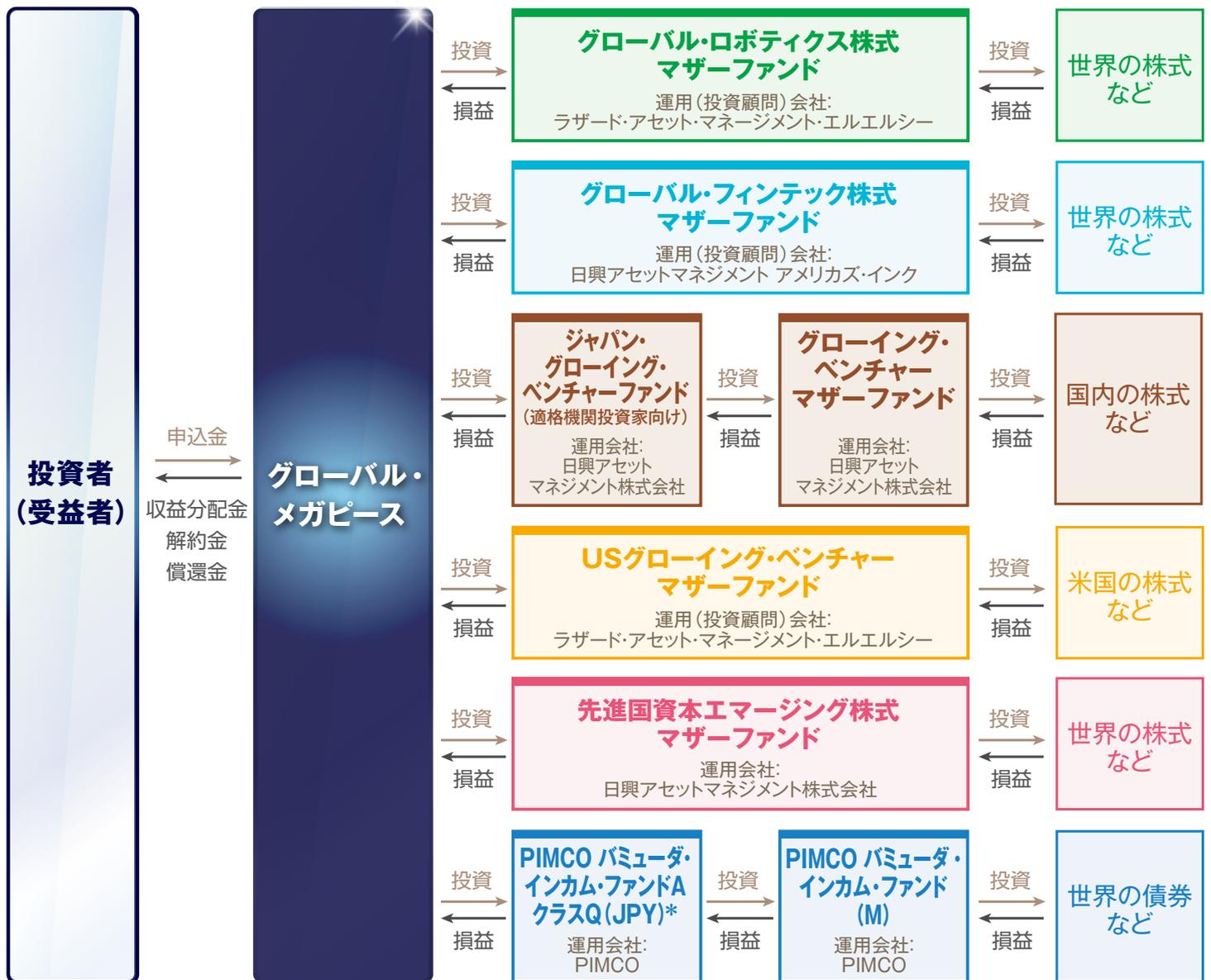
**Nikko AM**  
アメリカズ  
ニューヨーク

- 日興アセットマネジメントは、金融市場で約半世紀に及ぶ実績を有する、アジア最大級の運用会社です。
- 日興アセットマネジメント・グループの一員であるNAM アジアは、アジアにおいて1982年以来長きにわたる運用実績があります。

(2023年1月末現在)

# ファンドの仕組み

●当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



\*当ファンドの当外国投資信託に対する運用指図権限に関しましては、ピムコ ジャパン リミテッドに委託します。

※投資先投資信託証券は適宜見直しを行ないます。

※投資先投資信託証券の詳細については、後述の追加的記載事項をご覧ください。

## (主な投資制限)

- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## (分配方針)

- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式および債券などを実質的な投資対象としますので、株式および債券などの価格の下落や、株式および債券などの発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

## 価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- 新興国の株式および債券は、先進国の株式および債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- 中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- 優先担保付バンクローン(貸付債権)は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、裏付けとなるローンの内容、種類、残存期間、利払いまでの期間および利率の条件などにより個別のローンごとに異なります。

## 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式および債券は、先進国の株式および債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。
- 一般に中小型株式や新興企業の株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。
- 優先担保付バンクローン(貸付債権)は、公社債などの有価証券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。また、資産の転売についても契約上制限されていることがあり、ファンドの資金流動性に影響を与え、不測の損失を被るリスクがあります。

## 信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- 一般にハイイールド債券は、上位に格付された債券と比較して、利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じる可能性が高いと考えられます。
- 優先担保付バンクローン(貸付債権)の債務者が倒産等に陥り、利払いの遅延や元本の返済が滞るデフォルトが発生した場合、あるいはこうした状況に陥ると予想される場合、優先担保付バンクローン(貸付債権)の評価が下落(評価がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、担保の回収等により弁済されますが、担保価値の下落等によって、投資元本に対して投資した資金が回収できないリスクがあります。
- 優先担保付バンクローン(貸付債権)の主幹事行はローンの元利金を回収する責務を負っているため、主幹事行の破産や倒産等により、元利金の受け取りが遅延する可能性があります。

## 為替変動リスク

- 一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

## カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

## デリバティブリスク

- 金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

## 未上場株式などの組入リスク

### 1)低流動性資産のリスク

未上場会社の発行する株式など流動性の低い証券については、保有証券を直ちに売却できないことも考えられます。また、このような証券の転売についても契約上制限されていることがあり、ファンドの資金流動性に影響を与え、不測の損失を被るリスクがあります。

### 2)財務リスク

未上場会社の発行する株式などは、会社の沿革、規模などの観点から、社会、政治、経済の情勢変化に大きな影響を受け易く、予想に反し、会社の業績、資金調達などにおいて懸念が生じる場合もあります。このような懸念が生じた場合、時価評価額の見直しが行なわれるため、基準価額が影響を受けることも考えられます。

## 延長リスク／期限前償還リスク

- モーゲージ証券や資産担保証券においては、原資産となっているローン(住宅ローン、リース・ローンなど)の期限前返済の増減に伴うデュレーションの変化によって、当該証券の価格が変化するリスクがあります。一般に金利上昇局面においては、ローンの借換えの減少などを背景に期限前償還が予想以上に減少し、金利低下局面においては、ローンの借換えの増加などを背景に期限前償還が予想以上に増加する傾向があります。
- 優先担保付バンクローン(貸付債権)において、予定される利息および元本の支払いの他、債務者の選択による期限前弁済を認めることがあり、この場合は、予定されていた利払いの一部が得られないことがあります。

## 期限前償還に伴う再投資リスク

- モーゲージ証券、資産担保証券および優先担保付バンクローン(貸付債権)が期限前償還された場合には、償還された金銭を再投資することになりますが、金利低下局面においては、再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

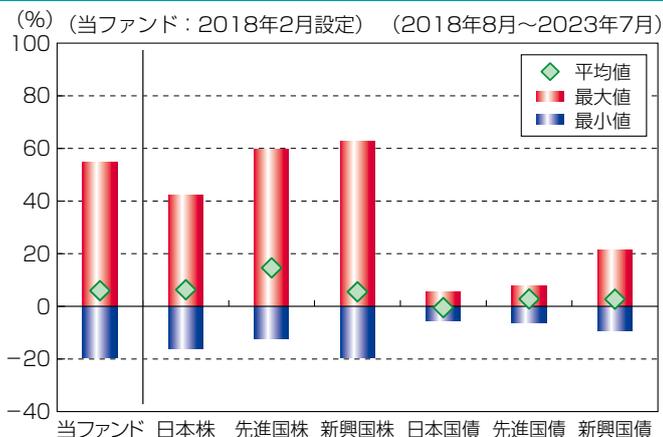
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

## リスクの管理体制

- 運用状況の評価分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
  - 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。
- ※上記体制は2023年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### (参考情報)

#### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



#### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	5.9%	6.3%	14.6%	5.5%	-0.5%	2.8%	2.7%
最大値	54.8%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	21.5%
最小値	-19.7%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

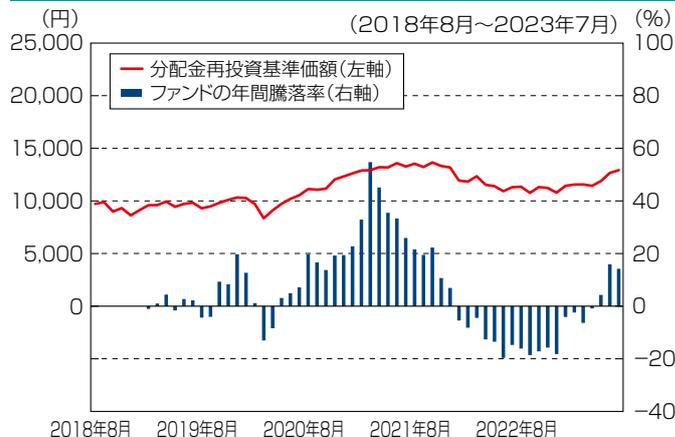
※上記は2018年8月から2023年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

#### <各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み  
 先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)  
 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2018年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債……NOMURA-BPI国債  
 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 11,268円  
 純資産総額..... 106.48億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

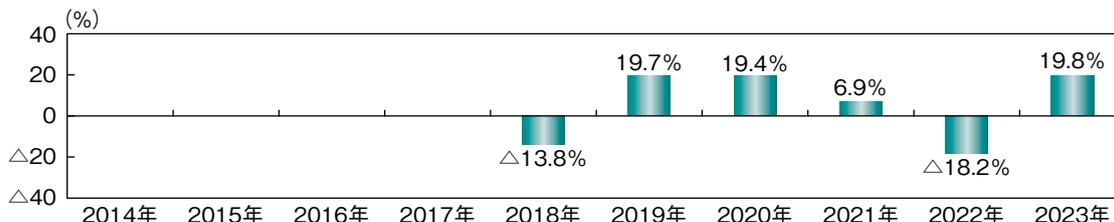
2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	設定来累計
0円	0円	1,000円	600円	0円	1,600円

主要な資産の状況

投資テーマ	比率※1	組入資産	比率※1	組入上位銘柄・債券種別	業種名	比率※2
イノベーション株式	34.4%	グローバルロボティクス株式マザーファンド	17.5%	NVIDIA CORP	情報技術	3.9%
				ABB LTD-REG	資本財・サービス	3.8%
				キーエンス	情報技術	3.7%
		グローバルフィンテック株式マザーファンド	17.0%	BLOCK INC	金融サービス	9.5%
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	金融サービス	8.4%				
SHOPIFY INC - CLASS A	ソフトウェア・サービス	7.5%				
アーリー・ステージ株式	34.0%	ジャパン・グローイング・ベンチャーファンド(適格機関投資家向け)	8.0%	マネジメントソリューションズ	サービス業	3.7%
				ステムセル研究所	サービス業	3.6%
				ボードルア	情報・通信業	3.6%
		USグローイング・ベンチャーマザーファンド	9.1%	AIRBNB INC-CLASS A	一般消費財・サービス	9.5%
		UBER TECHNOLOGIES INC	資本財・サービス	7.6%		
		CARRIER GLOBAL CORP	資本財・サービス	5.9%		
先進国資本エマージング株式マザーファンド	16.9%	30.8%	TELEFONICA BRASIL-ADR	電気通信サービス	3.5%	
			ABB INDIA LTD	資本財	3.3%	
			SIEMENS LTD	資本財	3.3%	
			米国政府系住宅ローン担保証券		37.4%	
米国非政府系住宅ローン担保証券		17.8%				
証券化商品(除く住宅ローン担保証券)		13.8%				
その他	0.7%	現金・その他	0.7%			

※1 当ファンドの純資産総額比です。上記比率は、四捨五入の関係で合計が100%とならない場合があります。  
 ※2 「イノベーション株式」「アーリー・ステージ株式」は、各マザーファンドの純資産総額比、「インカム債券」は、「PIMCO バミューダ・インカム・ファンド(M)」の純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算しております。  
 ※当ファンドには、ベンチマークはありません。  
 ※2018年は、設定時から2018年末までの騰落率です。  
 ※2023年は、2023年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2023年10月26日から2024年4月25日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>・英国証券取引所の休業日</li> <li>・ニューヨークの銀行休業日</li> <li>・ロンドンの銀行休業日</li> </ul>
換金制限	ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2028年1月25日まで(2018年2月1日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合</li> <li>・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>
決算日	毎年1月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス <a href="http://www.nikkoam.com/">www.nikkoam.com/</a> ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知っている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。</li> </ul> ※2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配当控除の適用はありません。</li> <li>・益金不算入制度は適用されません。</li> </ul>

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内</b> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	<b>ありません。</b>

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に対し下記の率を乗じて得た額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>純資産総額が1,000億円以下の部分 …………… 年率1.694%(税抜1.54%)</li> <li>純資産総額が1,000億円超の部分 …………… 年率1.474%(税抜1.34%)</li> </ul> <p>運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">&lt;運用管理費用の配分(年率)&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">純資産総額</th> <th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000億円以下の部分</td> <td>1.54%</td> <td>0.75%</td> <td>0.75%</td> <td>0.04%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超の部分</td> <td>1.34%</td> <td>0.65%</td> <td>0.65%</td> <td>0.04%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p>	純資産総額	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	1,000億円以下の部分	1.54%	0.75%	0.75%	0.04%	1,000億円超の部分	1.34%	0.65%	0.65%	0.04%	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	純資産総額	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率																									
		合計	委託会社	販売会社	受託会社																						
	1,000億円以下の部分	1.54%	0.75%	0.75%	0.04%																						
1,000億円超の部分	1.34%	0.65%	0.65%	0.04%																							
委託会社	委託した資金の運用の対価																										
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価																										
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																										
投資対象とする投資信託証券	<p>純資産総額に対し年率0.1485%(税抜0.135%)以内</p> <p>※投資対象とする投資信託証券の想定される組入比率に基づき委託会社が算出した上限値です。</p>																										
実質的な負担	<p><b>純資産総額に対し年率1.8425%(税抜1.675%)以内</b></p> <p>※当ファンドの運用管理費用(年率)に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用(年率)を加えた、受益者が実質的に負担する運用管理費用(年率)について、委託会社が算出した上限値です。当該上限値は、投資対象とする投資信託証券の想定される組入比率に基づき委託会社が算出したものですが、当該投資信託証券の変更などにより見直すことがあります。</p>																										
その他の費用・手数料	諸費用 (目論見書の作成費用など)	<p><b>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</b></p> <p>①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p>																									
	売買委託手数料など	<p>組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。</p> <p>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。 また、有価証券の貸付は現在行っておりませんので、それに関連する報酬はかかりません。</p>																									

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2024年1月1日以降、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2023年10月25日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 追加的記載事項

当ファンドが投資を行なう投資信託証券は、投資テーマごとに以下のものを定めています。

投資テーマ	投資信託証券	運用会社	運用の基本方針(投資対象・地域)など
イノベーション株式	<b>【グローバル・ロボティクス戦略】</b> 証券投資信託 グローバル・ロボティクス株式 マザーファンド	運用(投資顧問)会社: ラザード・アセット・ マネージメント・ エルエルシー	主として、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されているロボティクス関連企業の株式に投資を行ないます。外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。
	<b>【グローバル・フィンテック戦略】</b> 証券投資信託 グローバル・フィンテック株式 マザーファンド	運用(投資顧問)会社: 日興アセット マネジメント アメリカズ・インク	米国のアーク・インベストメント・マネジメント・エルエルシーからの助言をもとに、主として、日本を含む世界の金融商品取引所に上場されているフィンテック関連企業の株式に投資を行ないます。外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。
アーリー・ステージ株式	<b>【ジャパン・グローイング・ベンチャー戦略】</b> 証券投資信託 ジャパン・グローイング・ ベンチャーファンド (適格機関投資家向け)	運用会社: 日興アセット マネジメント株式会社	エンジェルジャパン・アセット・マネジメント株式会社からの助言をもとに、主として、わが国の金融商品取引所上場株式の中から、公開後5年以内の革新的な高成長新興企業の株式に実質的な投資を行ないます。
	<b>【USグローイング・ベンチャー戦略】</b> 証券投資信託 USグローイング・ ベンチャーマザーファンド	運用(投資顧問)会社: ラザード・アセット・ マネージメント・ エルエルシー	主として、米国の金融商品取引所上場株式の中から、公開後5年以内の革新的な高成長新興企業の株式に分散投資を行ないます。外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。
	<b>【新興国リード・ストック戦略】</b> 証券投資信託 先進国資本エマージング株式 マザーファンド	運用会社: 日興アセット マネジメント株式会社	ユーラシア・グループの情報および、日興アセット・マネジメント アジア リミテッドの助言をもとに、主として、世界の金融商品取引所に上場されており、先進国企業が資本参加している新興国企業の株式に投資を行ないます。外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。
インカム債券	<b>【グローバル・インカム戦略】</b> バミューダ籍円建外国投資信託 PIMCO バミューダ・ インカム・ファンドA クラスQ(JPY)	運用会社: PIMCO (パシフィック・インベスト メント・マネジメント・カン パニー・エルエルシー)	世界各国(新興国を含みます。)の債券などに実質的に投資を行ない、インカムゲインの最大化と長期的な値上がり益の獲得をめざします。また、デリバティブ(オプション取引、先物取引、スワップ取引など)にも投資を行ないます。原則として、純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り・円買いの為替ヘッジを行ないます。

有価証券届出書提出日現在

**nikko am**  
Nikko Asset Management